

令和8年度 大分市パワーアップ教室（大分市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC・通所型サービスC）業務受託事業者募集要項

本市では、生活機能が低下している要支援者等に対して、介護予防・重度化防止を目的に、標記事業を実施しています。

市内の10ヶ所の地域で、理学療法士または作業療法士を配置して、「大分市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスC及び通所型サービスCの実施に関する要綱」第2条に定める基準に適合し、事業を適切に実施することができる事業者を募集します。

I. 委託事業の概要

1 事業内容

要支援者及び大分市介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、通所により、運動器・口腔機能向上、栄養改善、その他介護予防に効果的なプログラム等を一括的に実施する。また、利用者のうち必要な者に訪問型サービスCを組み合わせて実施する。

詳細については、**大分市パワーアップ教室（大分市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC・通所型サービスC）業務実施マニュアル**を参照すること。

2 事業実施の募集地域及び実施会場

（1）募集地域

下記表の実施地域ごとに募集を行う。

実施地域	担当中学校（小学校）区		
①	上野ヶ丘（金池、長浜）	碩田（碩田学園）	
	滝尾（滝尾、下郡、森岡）		
②	王子（大道、春日町の一部、西の台の一部）		
	大分西（八幡、神崎、春日町の一部、西の台の一部）		
③	城東（津留、舞鶴、東大分）	原川（日岡、桃園）	
	明野（明野東、明野西、明野北）		
④	南大分（南大分、豊府）	城南（城南、桂隈）	賀来（賀来）
	植田（植田の一部、宗方の一部）		
⑤	植田西（横瀬、横瀬西、植田の一部、宗方の一部）		
	野津原（野津原）		
⑥	植田東（敷戸、鴛野、寒田）	植田南（東植田、田尻）	
⑦	竹中（竹中）	判田（判田）	戸次（上戸次、戸次）
			吉野（吉野）
⑧	大東（明治、松岡、明治北）	東陽（高田、川添、別保）	
⑨	鶴崎（鶴崎、三佐）	大在（大在、大在西、大在東）	
⑩	坂ノ市（坂ノ市、丹生、小佐井）	佐賀関（佐賀関）	
	神崎（こうざき）		

（2）実施会場

実施会場は、募集地域内の事業者の関連施設又は地域の公民館、その他の公的施設等にて行い、会場の確保は受託事業者で行うこと。

なお、事業者が実施する通所介護等のサービスと同一場所で同時提供する場合は、可動式パーテーション等で区切り、運動等に必要な面積を確保すること。

3 人員配置

職種	配置
理学療法士又は作業療法士	毎回 1名以上
保健師又は看護職	毎回 1名以上
補助員等	毎回 1～2名以上
栄養士	栄養改善プログラム実施時 1名以上
歯科衛生士又は言語聴覚士	口腔機能向上プログラム実施時 1名以上

- (1) 教室実施時間中は、理学療法士又は作業療法士1名以上、保健師又は看護職1名以上、利用人数により、補助員等1～2名以上の職員を必ず配置する。
- (2) 原則として、従事する職員は年間を通して同一のものとする。
- (3) 従事する職員は教室実施時間中を除き、事業実施に支障のない範囲で他の業務と兼務して差し支えないものとする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託料

	単 価
訪問型サービスC	2,980円／回
通所型サービスC	5,545円／回

II. 応募条件・方法

1 応募資格

介護予防事業に意欲的な法人であって、次の要件を満たしていること。

- (1) 訪問型サービスCと通所型サービスCを併せて実施でき、市の示す内容、人員配置でプログラム実施が可能であること。
- (2) 募集地域内に実施会場が確保できること。なお、募集地域内に会場確保が可能であれば、市に相談の上、同一法人による複数の会場運営も可とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 申請時において大分市の入札参加資格停止措置等を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続きの開始申し立て又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしていないこと。
- (6) 大分市税について、滞納がないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について、滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行わないこと。

2 応募方法等

(1) 提出書類

書類	書式	提出部数
1. 受託申込書	様式第1号	各1部提出 ただし、令和7年度に本事業を受託し、かつ3~9について変更のない場合は、1および2を提出すること。 (※3~9の書類について変更があった場合要相談)
2. 誓約書	様式第2号	
3. 運営方針	別紙1	
4. プログラム案	別紙2	
5. 常駐するスタッフの免許証の写し（理学療法士または作業療法士）		
6. 常駐するスタッフの免許証の写し（保健師または看護職）		
7. 定款又は寄付行為		
8. 法人の登記事項証明書		
9. 事業者概要（パンフレットも可）		

(2) 応募受付期間

令和8年1月7日（水）～令和8年2月6日（金）午後5時

（ただし、土日・祝日を除く）

(3) 提出場所

担当部局に持参すること。郵送又はFAX、支所、出張所等では受け付けない。

III. 選定方法及び結果通知

事業者の選定は書類審査により行い、結果については令和8年2月下旬に応募者全員に通知する。

なお、応募事業者が複数となり、希望の実施地域が重複することにより、利用実績に対してサービス供給枠が過剰になることが想定される場合は、書類審査及びヒアリングを行う。

IV. その他

1 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

2 提出書類の取扱い

- (1) 大分市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。なお、大分市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を抹消し、審査の対象から除外する。
- (4) 令和7年度に本事業の委託を受けている法人は、提出書類は受託申込書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）のみとする。なお、提出している書類に変更があった場合には、変更点について担当部局まで連絡すること。

3 実施地域

事業所の所在地または実施会場所在地を主たる実施地域とし、その他対応可能な実施地域と併せて、受託申込書に記載をすること。実施地域については、市にて調整を行う。

4 応募の辞退

応募を取り下げる場合は、応募辞退届（様式第3号）を令和8年2月13日（金）午後5時までに担当部局に提出すること。

V. スケジュール

募集等の日程については、次のとおりとする。（一部、変更する場合あり）

応募受付期間	令和8年1月7日（水）～令和8年2月6日（金）
応募結果の通知	令和8年2月下旬
事業実施	令和8年4月以降
委託事業所研修会	令和8年7月頃（未定）

VI. 担当部局

大分市福祉保健部 長寿福祉課 地域支援担当班

住 所：〒870-8504

大分市荷揚町2番31号（大分市役所本庁舎1階）

担 当：小田原、田島

電 話：097-537-5746

FAX：097-548-5387

メール：cyouzyufukusi3@city.oita.oita.jp